



発行 新潟県

**第 76 号**

平成25年9月27日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1135 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 1136 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健課）
- 1137 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健課）
- 1138 身体障害者福祉法による医師の指定（障害福祉課）
- 1139 身体障害者福祉法による医師の指定辞退（障害福祉課）
- 1140 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 1141 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1142 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1143 土地改良事業計画の認可（農地計画課）
- 1144 土地改良事業計画の認可（農地計画課）
- 1145 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1146 交換分合計画の縦覧（農地整備課）
- 1147 公共測量の実施通知（監理課）

公 告

- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
- 家畜人工授精に関する講習会修業試験の合格者（畜産課）

病院局管理規程

- 5 新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程（病院局総務課）

病院局告示

- 2 新潟県の設置する病院の診療科目の指定の一部改正（病院局業務課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

企業局管理規程

- 4 新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程（企業局施設課）

公安委員会告示

- 85 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）



◎新潟県告示第1135号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年9月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
社会福祉法人つつじ会	小千谷市大字四ツ子509番地1	デイサービスセンターつつじガーデン小千谷	小千谷市大字四ツ子509番地1	通所介護	H25. 8. 12
社会福祉法人つつじ会	小千谷市大字四ツ子509番地1	デイサービスセンターつつじガーデン小千谷	小千谷市大字四ツ子509番地1	介護予防通所介護	H25. 8. 12
ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟	新潟市西区小針南台3-16	小規模多機能型居宅介護サテライト事業所ささえ愛はよし	佐渡市羽吉1198番地	小規模多機能型居宅介護	H25. 8. 1
ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟	新潟市西区小針南台3-16	小規模多機能型居宅介護サテライト事業所ささえ愛はよし	佐渡市羽吉1198番地	介護予防小規模多機能型居宅介護	H25. 8. 1
ウエルシア関東株式会社	埼玉県さいたま市見沼区東大宮4-47-7	ウエルシア薬局上越大潟店	上越市大潟区下小船津浜1165-16	居宅療養管理指導	H25. 8. 7
ウエルシア関東株式会社	埼玉県さいたま市見沼区東大宮4-47-7	ウエルシア薬局上越大潟店	上越市大潟区下小船津浜1165-16	介護予防居宅療養管理指導	H25. 8. 7
株式会社アイン上越	新潟市中央区湖南24-2	アイン薬局糸魚川店	糸魚川市大和川1268番地	居宅療養管理指導	H25. 7. 1
株式会社アイン上越	新潟市中央区湖南24-2	アイン薬局糸魚川店	糸魚川市大和川1268番地	介護予防居宅療養管理指導	H25. 7. 1
株式会社アイン上越	新潟市中央区湖南24-2	そよかぜ薬局	上越市東雲町1丁目6番13号	居宅療養管理指導	H25. 7. 1
株式会社アイン上越	新潟市中央区湖南24-2	そよかぜ薬局	上越市東雲町1丁目6番13号	介護予防居宅療養管理指導	H25. 7. 1
株式会社アイン上越	新潟市中央区湖南24-2	アイン薬局諏訪町店	妙高市諏訪町1丁目5番14号	居宅療養管理指導	H25. 7. 1
株式会社アイン上越	新潟市中央区湖南24-2	アイン薬局諏訪町店	妙高市諏訪町1丁目5番14号	介護予防居宅療養管理指導	H25. 7. 1
合同会社魚沼介護	魚沼市小出島359番地	うらまち居宅介護支援事業所	魚沼市小出島359番地	居宅介護支援	H25. 9. 1

## ◎新潟県告示第1136号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年9月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
ケアシスタ	魚沼市小出島1194番地2	介護24魚沼	ケアシスタ	H25.9.1
アイン薬局新井店	妙高市末広町2番2号	トモエ薬局新井店	アイン薬局新井店	H25.7.1

## ◎新潟県告示第1137号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年9月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
株式会社エム・ビイ	上越市西本町三丁目5番9号	スワ町薬局	妙高市諏訪町1丁目5番14号	居宅療養管理指導	H25.6.30
株式会社エム・ビイ	上越市西本町三丁目5番9号	スワ町薬局	妙高市諏訪町1丁目5番14号	介護予防居宅療養管理指導	H25.6.30

## ◎新潟県告示第1138号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

平成25年9月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
相場 知宏	整形外科	上越総合病院	上越市大道福田148-1	H25.9.1	第15条第1項の医師に指定した
市川 紘将	内科	上越総合病院	上越市大道福田148-1	〃	〃
原 潤一郎	整形外科	上越総合病院	上越市大道福田148-1	〃	〃
小池 俊朗	脳神経外科	燕労災病院	燕市佐渡633	〃	〃
樋口 涉	内科	燕労災病院	燕市佐渡633	〃	〃
高橋 剛史	耳鼻咽喉科	新潟県立新発田病院	新発田市本町1-2-8	〃	〃
根津 貴広	整形外科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2-297-1	〃	〃
小玉 誠	内科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃
高田 律子	眼科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃

◎新潟県告示第1139号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成25年9月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
中嶋 治彦	内科	三条総合病院	三条市塚野目5-1-62	H25.8.22
大森 進	内科	長岡保養園	長岡市町田町575	H25.9.3

◎新潟県告示第1140号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、佐渡市の吉井土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成25年9月27日

新潟県佐渡地域振興局長

1 退任

監事 佐渡市大和1640番地 土田 弘

退任年月日 平成25年9月2日

◎新潟県告示第1141号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、岩船郡関川村の関川村土地改良区の定款の変更を平成25年9月13日認可した。

平成25年9月27日

新潟県村上地域振興局長

◎新潟県告示第1142号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南魚沼市の大和郷土地改良区の定款の変更を平成25年9月17日認可した。

平成25年9月27日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第1143号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

平成25年9月27日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
南魚沼市 南魚沼土地改良区	礪石	農業用排水施設整備 (県単農業農村整備「かんがい排水」)事業	新規	平成25年9月12日	第48条

◎新潟県告示第1144号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

平成25年9月27日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文

南魚沼市 南魚沼土地改良区	角畑	農業用排水施設整備 (県単農業農村整備「かんがい排水」)事業	新規	平成25年9月12日	第48条
------------------	----	-----------------------------------	----	------------	------

## ◎新潟県告示第1145号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営山内地区区画整理(経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する期間  
平成25年9月30日から平成25年10月28日まで
- 縦覧に供する場所  
新発田市役所加治川庁舎
- その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

## ◎新潟県告示第1146号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第99条第1項の規定により、柏崎土地改良区から申請のあった交換分合計画を相当と認めたので、平成25年9月30日から平成25年11月12日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月27日

新潟県柏崎地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
柏崎市 柏崎土地改良区	高田北部地区	交換分合	交換分合計画書の写し	柏崎市役所

- この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に新潟県柏崎地域振興局長に申し出ることができる。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する決定があったことを知った日から6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となる。)として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

## ◎新潟県告示第1147号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年9月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 作業種類 公共測量(空中写真測量、数値図化、MMS、航空レーザ計測、水準測量)
- 作業期間 平成25年9月6日から平成25年12月20日まで
- 作業地域 岩船郡関川村大字片貝～岩船郡関川村大字金丸地内

## 公 告

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年9月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 長岡マーケットモール  
所在地 長岡市古正寺町字中割203外  
設置者 福田アセット&サービス株式会社
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称) 長岡マーケットモール (A)  
(変更後) 長岡マーケットモール
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
(変更前) 株式会社シューマートほか2者  
(変更後) 株式会社エスエフシーアールほか2者
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
・新潟ジョーシン株式会社  
(変更前) 代表取締役 山中 康隆  
(変更後) 代表取締役 山中 庸隆
- 3 変更年月日  
平成19年10月26日
- 4 変更の理由
  - ・ 2 (1)に関する事項  
開店に伴い名称が確定したため。
  - ・ 2 (2)に関する事項  
小売業を行う者が確定したため。
  - ・ 2 (3)に関する事項  
代表者の氏名を誤って記載していたため。
- 5 届出年月日  
平成25年9月12日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成25年9月27日から平成26年1月27日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年9月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 長岡古正寺ショッピングセンター  
所在地 長岡市古正寺町320番地外  
設置者 株式会社アルペンほか1者
- 2 変更しようとする事項  
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前)・位置 届出書に添付された図面のとおり  
・面積 307平方メートル  
(変更後)・位置 届出書に添付された図面のとおり  
・面積 88平方メートル  
イ 廃棄物等保管施設の位置  
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり  
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
- 3 変更する年月日  
平成26年5月12日
- 4 変更の理由  
小売業者の変更に伴い、建物No.1内の配置計画を見直した結果、施設の位置や面積に変更が生じるため。
- 5 届出年月日  
平成25年9月11日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成25年9月27日から平成26年1月27日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

#### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年9月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 十日町シルクモール  
所在地 十日町市大字山本字谷内836番地外  
設置者 株式会社関芳
- 2 届出の概要及び公告日  
概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(大規模小売店舗を設置する者の住所及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更)に関する届出  
公告日 平成25年5月14日
- 3 意見の概要  
(1) 十日町市からの意見の概要  
意見なし  
(2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成25年 9 月27日から平成25年10月27日まで

家畜人工授精に関する講習会修業試験の合格者について（公告）

新潟県家畜人工授精師養成講習会規程（昭和28年10月新潟県告示第1155号）第9条第1項の規定により、平成25年 9 月12日及び13日に実施した家畜人工授精師養成講習会修業試験の合格者は、次のとおりである。

平成25年 9 月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

若月秀樹、緒形康幸、波多野義之、上村次郎、富沢昌幸、鈴木ひろみ、岩本美貴、上村友嘉里、古山一希、渋川寛治、船久保龍輝、吉井千里

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第5号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 9 月27日

新潟県病院事業管理者 若 月 道 秀

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(病院の組織)	(病院の組織)
<b>第8条</b> 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。	<b>第8条</b> 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。
(略)	(略)
2 (略)	2 (略)
3 第1項の規程にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。	3 第1項の規程にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。
臨床部 内科 神経内科 緩和ケア科 外科 呼吸器外科 消化器外科 乳腺外科 整形外科 脳神経外科 <u>形成外科</u> 頭頸部外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 歯科 <u>口腔外科</u> 中央放射線部 中央内視鏡部 中央手術部 化学療法部	臨床部 内科 神経内科 緩和ケア科 外科 呼吸器外科 消化器外科 乳腺外科 整形外科 脳神経外科 頭頸部外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 リハビリテーション科 放射線診 断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 <u>歯科</u> <u>口腔外科</u> 中央放射線部 中央内視鏡部 中央手 術部 化学療法部
(略)	(略)

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

病院局告示

◎新潟県病院局告示第2号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定(昭和46年7月新潟県病院局告示第6号)の一部を次のように改正し、平成25年10月1日から実施する。

平成25年9月27日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
病院名	診療科目	病院名	診療科目
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
新潟県立がんセンター新潟病院	内科、神経内科、小児科、外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、 <u>形成外科</u> 、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、頭頸部外科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、精神科、 <u>歯科</u> 口腔外科、麻酔科、病理診断科	新潟県立がんセンター新潟病院	内科、神経内科、小児科、外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、頭頸部外科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、精神科、 <u>歯科</u> 、麻酔科、病理診断科
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、遠隔画像診断システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年9月27日

新潟県立吉田病院長 田宮 洋一

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量  
遠隔画像診断システム 1式
- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年12月27日(金)

(4) 納入場所

新潟県立吉田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 県内に本社(本店)又は営業所等が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-0242

新潟県燕市吉田大保町32番14号

新潟県立吉田病院経営課

電話番号 0256-92-5111 内線413

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成25年10月11日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年10月18日(金)午後2時00分

新潟県立吉田病院講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (9) その他

- ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- ② 詳細は入札説明書による。

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第4号

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年9月27日

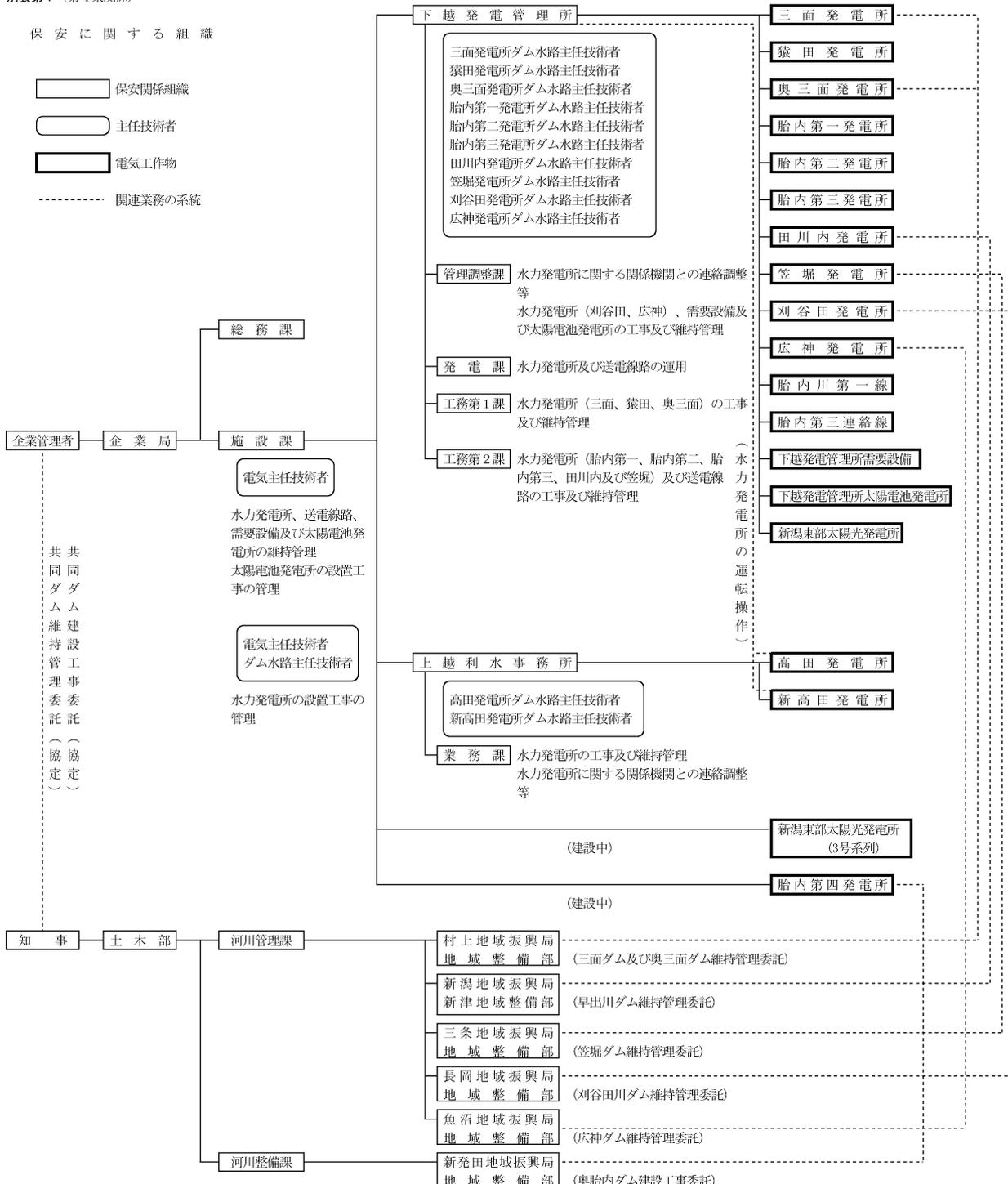
新潟県企業管理者 早 福 弘

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程

新潟県電気事業の電気工作物保安規程(昭和61年新潟県企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)



附 則

この規程は、平成25年9月28日から施行する。

## 公安委員会告示

## ◎新潟県公安委員会告示第85号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）を次のとおり実施する。

平成25年9月27日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

## 1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る講習（以下「1号警備業務」という。）

## 2 実施期間及び場所

## (1) 実施期間

平成25年10月28日（月）から平成25年11月7日（木）までの8日間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）午前9時から午後5時まで

## (2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2  
技術士センタービル I

## 3 受講定員

30人

## 4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

## 5 受講申込手続

## (1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

## ア 受付期間

平成25年10月3日（木）から平成25年10月4日（金）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話  
電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

## ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

## (2) 受講申込書の提出等

## ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(ア) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書

(ウ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

(エ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し及び履歴書

(オ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

イ 提出期間

平成25年10月16日（水）から平成25年10月17日（木）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

47,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。  
なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係  
電話番号 025-285-0110（代表）